

選挙運動用ポスターを作成された事業者の方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。公費負担の請求は、候補者と契約をした事業者の方が行います。請求の際には、枚数、金額等の誤りがないよう十分ご確認ください。

1 選挙運動用ポスター作成の公費負担について

選挙運動用ポスターの公費負担の請求限度額については、裏面をご参照ください。

なお、契約をした候補者が供託物を没収される場合には請求することができませんのでご注意ください。

公費負担の請求ができるのは、ポスター掲示場に掲示するために作成する選挙運動用ポスターに要した費用に限られますので、他の費用と混同して請求するなどの誤りがないようご注意ください。

2 公費負担の請求に必要なもの

(1) 請求書（選挙運動用ポスターの作成）

請求書内訳で計算した「請求金額」を記載してください。

なお、請求は、(3)選挙運動用ポスター作成枚数確認書の「3 確認枚数」欄に記載された枚数の範囲内の作成金額となります。

書類の提出は、**4月27日（月）までに**区選挙管理委員会にお願いします。

(2) 請求内訳書

請求金額は、作成金額と基準限度額の単価及び枚数を比較し、いずれも少ない方の数値で算出した金額が請求金額になります。

(3) 選挙運動用ポスター作成枚数確認書

選挙管理委員会が候補者に交付したものです。候補者から渡されますので区へ請求する際に添付してください。

(4) 選挙運動用ポスター作成証明書

候補者から渡されますので、記載内容に誤りがないかよく確認の上、区へ請求する際に添付してください。

スボ
選
挙
運
の
作
成

公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

単価及び作成枚数のそれぞれに上限があります。

(1) 枚 数

ポスター掲示場数 (585箇所) 以内

(2) 限 度 額

1,047円×確認を受けた作成枚数

【単価の算出方法】

$$\frac{293,440円 + 30円73銭 \times (ポスター掲示場数 - 500) + 316,250円}{ポスター掲示場数}$$

※1円未満の端数は1円とする

【練馬区の場合】

$$\left. \frac{293,440円 + 30円73銭 \times 85 + 316,250円}{585} \right)$$

請求書

(選挙運動用ポスターの作成)

練馬区議会議員及び練馬区長の選挙における選挙運動用ポスターの作成について
第11条の規定により次の金額の支払を請求します。

選挙の翌日以降の日付

令和〇年〇月〇〇日

練馬区長あて

住所 ○○区○○町○-○-○
TEL ○○○○-○○○○

氏名又は名称 △△印刷株式会社 ㊞

法人のときは
代表者氏名 代表取締役 △△△△ ㊞

選挙運動用ポスター作成費以外の費用が混同されているなど、請求に誤りがないようご注意ください。

記

法人の場合、必ず代表者印を押印してください。請求書、契約書の印鑑は、同一のものをお願いします。

1 請求金額 468,175 円

2 内訳 裏面請求内訳書のとおり

3 令和8年4月12日執行 練馬区長選挙・練馬区議会議員補欠選挙

4 候補者氏名 ○○○○

(フリガナ) フリガナ

5 振込先 金融機関名 △△銀行 本・支店名 △△支店
口座名義 △△印刷株式会社
代表取締役△△△△

普通・当座 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇

備考

- この請求書は、選挙の期日後速やかに候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに提出してください。
- 候補者が供託物を没収される場合には、区に支払を請求することはできません。

請求内訳書

ポスター掲示場数が 585 か所

である場合の記載例

契約に基づき実際に作成したポスターの
単価、枚数、金額を記載してください。

受取者氏名

○ ○ ○ ○

示掲 ス示 タ場 数	作成金額			基準限度額			請求金額			備 考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
585	800 円 30 銭	700 枚	560,210 円	1,047 円	585 枚	612,495 円	800 円 30 銭	585 枚	468,175 円	
計						612,495 円			468,175 円	

備考

- (E)欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の単価を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

選挙運動用ポスター
作成枚数確認書に記載
された枚数を記載して
ください。

(A)と(D)を比較し
て少ない方を記載し
てください。

(B)と(E)を比較し
て少ない方を記載し
てください。